

## 誰もが安心して暮らせるまちを目指して ～高島市地域福祉計画策定中～

### ◆地域福祉計画とは

核家族化、高齢社会の進展など私たちを取り巻く社会環境が急速に変化しつつあり、また、それに伴いさまざまな問題が起っています。

「高島市地域福祉計画」では、これからもずっと住み慣れたまちに住み続けたいと思えるようなまちのあり方について考えるため、こうした問題に行政と市民の皆さんや各社会福祉事業者、ボランティア、NPOの方々がともに取り組み、地域の皆さんがそれぞれの立場で地域福祉を軸とした「市民参加」による支え合いができる地域社会づくりを目指します。

計画の策定は平成19年3月末を予定しており、来年1月に計画案に対するパブリックコメント（意見募集）を予定しています。

### ◆計画で目指すものは何？

計画では次のテーマをもとに、よりよい地域社会のしくみづくりを考えます。

### ●地域の安全を守るためにには？

市と県では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」と設定し、事情なく滞納されている方に対して、一斉に重点的な滞納整理を行います。

上下水道使用料については、使用水量に基づく受益の負担金として、奇数月に下水道使用料を納税に応じていただけない場合は、給与や預貯金などの財産を差し押さえるなど滞納処分を受けることになります。

## 上下水道使用料は納期内に納付してください。

う一度、納め忘れないかお確かめください。  
皆さんから納めていただく市税や県税は、福祉・環境・教育など地域住民の皆さんへの身近な行政サービスを提供していくために必要な大切な財源となっています。納期限まで正しく納税しましょう。

## 市税や県税の納め忘れはありますか？

市と県では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」と設定し、事情なく滞納されている方に対して、一斉に重点的な滞納整理を行います。

上下水道使用料については、使用水量に基づく受益の負担金として、奇数月に下水道使用料を納付され、1通につき100円の手数料が加算されます。さらに電話や文書による催告を受けることになります。

### ◆給水制限・給水停止を実施します。

上下水道使用料の徴収金の滞納を一掃するため、特に長期・高額未納者に対しては、滞納

者との個別接触により早期回収を行い、場合によっては、債務不履行に対する手段として、給水条例等に基づき、給水制限・給水停止等を実施します。下水道につきましては、下水道管等の閉塞により、使用を制限させていただくことがあります。

また、市からの納付指導等の呼びかけに応じなかつた滞納案件については、給水制限により給与、預貯金等の財産を差し押さえるなど厳正な債権回収を行つ場合があります。なお、災害や病気など特別な理由で使用料金を納期内に

納税相談は左記までご連絡ください。  
**●市 税**  
 高島市役所税務課納税担当  
 〔(22) 8116〕  
**●県 税**  
 滋賀県高島県事務所税務課  
 納税担当  
 〔(22) 6017〕  
 (税務課)

納付することが困難になった場合は、上下水道部または各支所住民課（新旭地域は振興室施設管理課）にご相談ください。

「使用休止」の届出はお忘れなく  
転居等で長期間、上下水道を使用されない場合は、それぞれ「使用休止」の届出をしてください。届出がない場合は、引き続き基本料金を徴収させていただいくことになります。

納付することが困難になつた場合は、上下水道部または各支所住民課（新旭地域は振興室施設管理課）にご相談ください。

個人情報の保護や犯罪防止のため、住民基本台帳法が改正され、11月1日から閲覧制度が変わりました。主な改正内容は次のとおりです。

（1）国または地方公共団体の機関が法令の定める事務のために閲覧する場合

（2）次の活動を行うために閲覧することが必要であり、市長が認める場合

・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの

・公共団体が行う地域住民の福祉の向上のための活動で公益性が高いと認められるもの

・偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等閲覧者の情報の取扱いについても厳しくなりました。

・閲覧者は次の場合に限定されます

（1）国または地方公共団体の機関が法令の定める事務のために閲覧する場合

（2）次の活動を行うために閲覧することが必要であり、市長が認める場合